

2018年3月28日

高知県知事 尾崎 正直 殿

懇談を求める申入書

新堀川を考える新堀小 OB・OG 有志の会

共同代表：井上 淳一・安原 泰三

高知県民のために日々ご尽力くださることに敬意を表します。

私たちは、都市計画道路「はりまや町一宮線（はりまや工区）」の行方に強い関心を抱く新堀小学校 OB・OG 有志による住民団体です。これまで私たちは、都市計画道路案をめぐって公開質問状や、はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会（以下、協議会）に対して独自のアンケートや聞き取り調査を踏まえた「有志の会」案を提起するなどして、地域の歴史的遺産や希少野生動植物といった地域の宝が詰まった新堀川周辺地区についてより良いまちづくりが丁寧な合意のもと進められるよう、重ねて要請してまいりました。知事におかれましてはご多忙の中、私たちの公開質問状に回答を寄せ、第4回および第5回協議会では発言する機会を設けてくださいました。

しかし、協議会および事務局の対応は行政手続きの基本である客観性・合理性・公正性のあるものとは言い難く、より良いまちづくりを丁寧な合意のもと進めてほしいという私たちの要請からはかけ離れたものでした。下記にその内容をしたためます。

1. まちづくり協議会における問題点

1-1. 第5回まちづくり協議会の運営面について

これまでの協議会は、3ヶ月に1度のペースで開催されてきました。協議会に参加する委員に対し、資料は1週間ほど前に事務局から配布・説明がなされていました。ところが第5回協議会をめぐっては、第4回からわずか13日後に急遽開催されました。有志の会は協議会の中で発言を求められていましたが、事務局から資料がメール送信されてきたのは前夜19時過ぎでした。

そもそも私たちは、前日の昼過ぎになっても資料が配布されなかったことから、開催延期を文書で申し入れました。また、開催される場合は準備の時間が取れずとも有意義な議論ができるよう、生物や歴史について造詣の深い賛同人の同席を求めました。しかし事務局は、「延期の申し入れについては協議中」「専門的な議論はしないので（賛同人の同席は）認められません」として、前夜22時33分に予定通り行う旨の回答がなされ、開催されました。有志の会は、協議会での発言に向けた準備の時間を与えられないのみならず、かつよりよいまちづくりに向けた議論を深めるための賛同人の同席も叶わぬままに、協議会に臨まざるをえませんでした。さらに当日開会してから、有志の会の発言は4分以内におさめるよう求められました。私たちは、発言の機会をいただいたからには丁寧な議論を行おうと考えていましたが、こうした事務局の

対応によって、議論を深めてより良いまちづくりに資する機会を奪われたと感じています。

事務局における公正性の問題はこうした形式面にとどまるものではありません。第5回協議会では、交通の状況・希少動植物・歴史文化・まちづくりに関する「有志の会」案に対する「県の考え」が示され、歩道拡幅および4車線化に伴い交通量が7,000台/日ほど増加するが1車線あたりの交通量は現状を下回り心理的負担面の問題はない、信号時間の確保と歩道拡幅により横断歩道へのアクセスを向上させ安全性を高められる、新堀川の日照面が拡大することにより希少種の生息・生育環境が改善する、現存する石垣は全て保全される、などの説明がなされました（「資料5」）。しかし、これらは「有志の会」案が提起した県1案（以下、提言案）への懸念に答えるものではありませんでした。

私たちは、歴史的遺産の保存とは“現存する石垣については一部たりとも削り蓋をすることなく遺すこと”だと考えています。これは、郷土史家や高知の歴史文化に造詣の深い方々との交流や意見交換を通じて至った認識です。また、新堀川には高知県希少野生動植物保護条例に基づき指定されている希少野生動植物が生息しており、高知県レッドデータブック改訂版の編集委員や高知県希少野生動植物保護専門員を務めておられる方から提言案に対し異論の声がある現実を踏まえ、提言案によって希少野生動植物の生息環境が改善されるとはいえない、と考えています。さらに、都市計画道路がはりまや橋小（旧新堀小）に隣接する道路であることから、交通面の課題で最優先すべきは歩行者の安全性、とりわけ児童や高齢者といった交通弱者の安全確保であると考えています。つまり、新堀川とその周辺地区の歴史的遺産と環境を次世代につなぎ、なおかつ現在における歩行者の安全性を高めることが重要だと考えて、私たちは「有志の会」案を提起したのです。

ところが事務局は、先述した説明にくわえ「協議会での議論を上回る議論になっていない」、「パブコメを実施する必要はない」と述べ、那須会長も同調しました。事務局の姿勢は、新堀川周辺にお住いの方・郷土の歴史文化に造詣の深い方・自然科学者・人文社会学者・市民の方々や学生など県内の延べ50名以上の賛同者をわずか4日間の声かけで得た「有志の会」案について、“広く県民に問い、より良いまちづくりに繋げる努力をした”、とは言い難いものでした。

1-2. まちづくり協議会という組織そのものについて

協議会では、パブリックコメントや協議会の委員から複数回にわたり歴史文化の専門家を委員として任命あるいは招致することを求める声が上がっていました。にもかかわらず、あくまで「必要に応じて事務局が専門家のもとへ出向いてコメントをいただく」という姿勢を崩しませんでした。くわえて、こうした姿勢をとり続ける根拠やその妥当性についても示されることはありませんでした。また、新堀川には高知県希少野生動植物保護条例で指定されている希少野生動植物が生息しているにもかかわらず、同条例に基づき知事より任命された高知県希少野生動植物保護専門員を招致することはなく、協議会の場において同条例に基づく仕組みがあるという情報提供を事務局が行うこともありませんでした。それどころか、協議会では、私たちが「有志の会」案に賛同くださった保護専門員の方から伺った意見を検討することもせず、「これらの方々は、アマモとか希少生物に関しても、造詣が深い人たちではないのです」（第4回、

大野委員の発言)、「本当の専門家の方に、見解を聞いたのがここにさっき高知県の方で整理していただいた、専門家委員の評価」(同、那須会長の発言)と答えるなど、真摯に耳を傾けた上で丁寧な合意形成をする場とは言い難い議論が展開されました。さらに、協議会の学識者委員は、新堀川自然環境観測・検証専門委員会委員の4名中3名から構成されています。自然環境観測・検証を行い原案の作成に寄与した方々が協議会の委員を務めることは、果たして客観性・合理性・公正性があるのか、甚だ疑問だと言わざるを得ません。くわえて、安全性を高めることを4車線化のみで行うことの合理性および妥当性についての検証は皆無であり、まちづくり全体を見据えた具体的な議論もなされませんでした。

なお、私たちが行なった情報公開請求(2018年3月5日処分決定)では、協議会の学識者委員を選定する基準はないことが明らかになっています。5回にわたる協議会における議論の展開、事務局の姿勢、委員の人選を鑑みると、高知城下町時代を伝える歴史的遺産を抱え、県条例に基づき指定されている希少野生動植物が生息する新堀川について、その命運を左右する都市計画道路に関する提言を議論する場としてふさわしかったのか、私たちは疑問を抱いています。

さらに、協議会が最も重視するとした「地元」についても、解釈が恣意的であったとの指摘をせざるを得ません。「第4回はりまや町一宮線(はりまや工区)まちづくり協議会に関する上申書」(2018年2月16日提出)で指摘した通り、第2回パブリック・コメント(以下、パブコメ)では事務局が周辺9町内に限って町内会長に依頼をしてパブコメを集めています。またはりまや橋校区には8,158人(2013年4月時点)の方々がお住いですが、小学校の関係者らへの町内会に行われたようなパブコメ聴取は全くなされておられません。また、校区で住民説明会を行って意見を求めるといったこともなされておられません。こうしたことを踏まえると、協議会は本当に「地元」の意見を重視しようとしていたのか、疑問を呈さざるを得ません。

これらのことから、協議会が新堀川周辺地区の今後を真摯に検討する役割を果たし切れおらず、残念ながら当初より4車線道路という結論ありきの協議会であったとの誹りを免れないと考えています。

2. 知事判断に向けた要望

私たちは、より良いまちづくりが丁寧な合意のもと進められていくことを切望しています。

新堀川とその周辺地区の歴史的遺産と環境は高知県にとって宝物です。だからこそ、歴史的遺産の保存、生物多様性の保全、歩行者にとっての安全性といったあらゆる側面について、各分野の専門家の意見を十分に汲み取り、ひろく市民・県民が納得するまちづくりが行われるよう私たちは訴えてきました。協議会では2度にわたり発言の機会をいただきましたが、上述の通り、中心市街地に蘇った希少野生動植物の生息域は本当に保全されるのか、かろうじて残された郷土の歴史文化を江戸時代の姿のまま伝える歴史的遺産の保存はできるのか、車線の拡幅のみで交通の安全性を高めることの妥当性および合理性はあるのかといった問題について、協議会の場で誠意ある回答や対応をいただくことはありませんでした。

知事におかれましては2月県議会の提案説明において「提言と検討過程における議論を踏ま

え、高知市の意見も聞いた上で、最終的な判断を行う」と明言しておられます。これまで私たちが重ねて要請してまいりましたことについて、協議会および事務局である県土木部から誠意ある対応をいただけなかった点を鑑み、次の通り要望します。

記

1. 最終判断の前に、知事と有志の会メンバーおよび賛同人との懇談の機会を設けていただくこと
2. 1 が不可能な場合、副知事と有志の会メンバーおよび賛同人との懇談の機会を設けていただくこと

ご多忙の折恐れ入りますが、4月13日(金)までにご回答下さいますようお願い申し上げます。

回答先：新堀川を考える新堀小OB・OG有志の会

共同代表：井上 淳一・安原 泰三

連絡先： 